

条 例	規 則	審査基準
<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第四十九条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五十条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業</p>	<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p> <p>第一節 指定居宅サービスに関する基準</p>	<p>指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する審査基準</p> <p>二 訪問入浴介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数 (<u>基準条例第五十条</u>) 指定訪問介護入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の員数については、最低限必要の数を定めたものであり、訪問入浴介護の</p>

<p>所」という。)ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第四節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1以上 二 介護職員 2以上 <p>2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(<u>指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十九号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。)</u> <u>第五十条第一項</u>に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス基準条例第四十九条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第五十条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ</p>		<p>提供量に応じて、<u>基準規則第十二条</u>第四号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。</p>
---	--	---

<p>る。</p> <p>(管理者)</p> <p>第五十一条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>		<p>(2) 管理者 (<u>基準条例第五十一条</u>) 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第三の一〔訪問介護〕の1の(3)を参照されたい</p> <p>第三の一の1 (3)より</p> <p>(3) 管理者 (<u>基準条例第七条</u>) <u>指定訪問入浴介護事業所</u>の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお管理者は、<u>訪問入浴介護員従業者</u>である必要はないものである。</p> <p>① 当該<u>指定訪問入浴介護事業所</u>の<u>訪問入浴介護従業者</u>としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看</p>
---	--	---

<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第五十二条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第五十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。))</p> <p>2 設備に関する基準 (<u>基準条例第五十二条</u>)</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要がある。</p> <p>(3) 専用の事務室又は区画については、指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を</p>
--	--	--

<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆基準条例第 60 条</p> <p>第九条 <u>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十八条に規定する運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等) ☆基準規則第15条</p> <p>第四条 条例第六十条において準用する条例第九条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出に基づき、電子情報処理組織(<u>指定訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)であって次に掲げる方法により提供する方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又</p>	<p>運搬し又は入浴設備を備えたもの)等の設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意 ☆第三の二の3の(6)</p> <p><u>基準条例第九条及び基準規則第四条は、指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問入浴介護事業所の運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定訪問入浴介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当</u></p>
--	---	---

	<p>は口に掲げるもの</p> <p>イ <u>指定訪問入浴介護事業者</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ <u>指定訪問入浴介護事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された<u>条例第六十条</u>において準用する<u>条例第九条</u>に規定する重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(第三項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は第四項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から<u>指定訪問入浴介護</u>の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び<u>指定訪問入浴介護事業者</u>双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
--	---	---

<p>(提供拒否の禁止) ☆基準条例第 60 条 第十条 <u>指定訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定訪問入浴介護の提供を拒んではならない。</u></p>	<p>3 <u>指定訪問入浴介護事業者は、重要事項を第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none">一 第一項各号に規定する方法のうち<u>指定訪問入浴介護事業者</u>が使用するもの二 ファイルへの記録の方式 <p>4 <u>前項の規定による承諾を得た指定訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(2) 提供拒否の禁止 ☆第三の二の3の(6) <u>基準条例第十条は、指定訪問入浴介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれな</u></p>
---	---	--

<p>(サービス提供困難時の対応) ☆基準条例第 60 条 第十一条 <u>指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域</u> (当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な<u>指定訪問入浴介護</u>を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の<u>指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置</u>を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆基準第 60 条 第十二条 <u>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。</u></p> <p>2 <u>指定訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者</u></p>		<p>い場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な<u>指定訪問入浴介護</u>を提供することが困難な場合である。</p> <p>(3) サービス提供困難時の対応(基準条例第十一条) ☆第三の二の3の(6) <u>指定訪問入浴介護事業者は、基準条例第十条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合には、基準条例第十一条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</u></p> <p>(4) 受給資格等の確認 ☆第三の二の3の(6) ① <u>基準条例第十二条第一項は、指定訪問入浴介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</u> ② <u>基準条例第十二条第二項は、利用者の被保</u></p>
--	--	---

<p>証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、<u>指定訪問入浴介護</u>を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆ 基準条例第 60 条</p> <p>第十三条 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、<u>指定訪問入浴介護</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、<u>居宅介護支援</u>(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行</p>		<p>険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、<u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、これに配慮して<u>指定訪問入浴介護</u>を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(5) 要介護認定の申請に係る援助 ☆ 第三の二の3の(6)</p> <p>① <u>基準条例第十三条第一項</u>は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、<u>指定訪問入浴介護</u>の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、<u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>② <u>基準条例第十三条第二項</u>は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該更新認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、<u>指定訪問入浴介護事業</u></p>
--	--	--

<p>わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆基準条例第 60 条 第十四条 <u>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年大分県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。)第二十六条第三項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携) ☆基準条例第 60 条 第十五条 <u>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス</u></p>		<p><u>者</u>は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
--	--	--

<p>を提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、<u>指定訪問入浴介護</u>の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆基準第条例 60 条</p> <p>第十六条 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、<u>指定訪問入浴介護</u>の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、<u>指定訪問入浴介護</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>		<p>(6) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ☆第三の二の3(6)</p> <p><u>基準条例第十六条</u>は、<u>施行規則第六十四条第一号イ又はロ</u>に該当する利用者は、<u>指定訪問入浴介護</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、<u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、<u>施行規則第六十四条第一号イ又はロ</u>に該当しない利用申込者又はその家族に対し、<u>指定訪問入浴介護</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>参考：「<u>施行規則第六十四条第一号イ又はロ</u>に該当する利用者」とは、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画にもとづく指定居宅サービスを受</p>
---	--	---

ける利用者のことをいう。このとき、居宅介護支援事業者は、指定事業者(第一号イ)のほか、基準該当事業者(第一号ロ)も含む。

参考：「施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画(ハ)及び被保険者(利用者)が自分で作成し、市町村に届け出た計画(ニ)をいう。

(7) 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆第三の二の3の(6)

基準条例第十八条は、指定訪問入浴介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問入浴介護が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問入浴介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問入浴介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービ

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆基準条例第 60 条

第十七条 指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助) ☆基準第 60 条

第十八条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行) ☆基準条例第 60 条
 第十九条 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆基準条例第 60 条
 第二十条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画

スを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(8) 身分を証する書類の携行 ☆第三の二の3の(6)

基準条例第十九条は、利用者が安心して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名を記載するものとし、当該訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(9) サービスの提供の記録 ☆第三の二の3の(6)

① 基準条例第二十条第一項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額

<p>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</u></p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第五十三条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>		<p>その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>② <u>基準条例第二十条第二項は、当該指定訪問入浴介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、<u>基準条例第五十九条第二項の規定に基づき、当該指定訪問入浴介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 利用料等の受領</p> <p>① <u>基準条例第五十三条</u>第一項、第二項及び第四項は、指定訪問介護に係る<u>基準条例第二十一条</u>第一項、第二項及び第四項と同趣旨であるため、第三の一〔訪問介護〕の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。</p> <p>第三の一の3 (10)より</p>
---	--	--

<p>2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額</p>		<p>① <u>基準条例第五十三条</u>第一項は、<u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、法定代理受領サービスとして提供される<u>指定訪問入浴介護</u>についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割（法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第三項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>参考：法第五十条、第六十条、第六十九条第三項の規定とは、次のようなものである。</p> <p>ア 法第五十条、第六十条は、省令（施行規則）で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の1割又は2割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割又は8割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。</p> <p>イ 法第六十九条第三項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる、とする規定である。</p> <p>② <u>基準条例第五十三条</u>第二項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない<u>指定訪問入浴介護</u></p>
---	--	---

<p>と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>		<p>を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである<u>指定訪問入浴介護</u>に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる<u>指定訪問入浴介護</u>のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者、当該事業が<u>指定訪問入浴介護</u>の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、<u>指定訪問入浴介護事業所</u>の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が<u>指定訪問入浴介護</u>の事業の会計と区分されていること。</p>
<p>3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>(支払を受けることができる費用)</p> <p>第十一条 条例第五十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴</p>	<p>② <u>基準条例第五十三条第三項及び基準規則第十一条</u>は、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域</p>

【第三の二 訪問入浴介護】

<p>4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>基準条例第60条</u> <u>第二十二条</u> <u>指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認</u></p>	<p>介護を行う場合のそれに要する交通費</p> <p>二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p>	<p>以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合の交通費、及び利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、<u>基準条例第五十三条第一項及び第二項</u>の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>-----</p> <p>第三の一の3 (10)より</p> <p>④ <u>基準条例第五十三条第四項は、指定訪問入浴介護事業者は、基準条例第五十三条第三項及び基準規則第十一条の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</u></p> <p>(11) <u>保険給付の請求のための証明書の交付</u> ☆<u>第三の二の3の(6)</u> <u>基準条例第二十二条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払いを</u></p>
--	--	---

<p>められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)</p> <p>第五十四条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十五条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、第四十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p>	<p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第十二条 条例第五十五条の指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。</p> <p>二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をも</p>	<p>受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、<u>基準条例第五十四条</u>及び<u>第五十五条並びに基準規則第十二条</u>の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。</p> <p>② <u>基準規則第十二条</u>第二号に定める「サービスの提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものであること。</p>
--	---	---

	<p>ってサービスの提供を行う。</p> <p>四 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。</p> <p>五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。</p>	<p>③ 基準規則第十二条第四号に定める「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定める「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。</p> <p>④ 基準規則第十二条第五号に定める「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点について留意すること。</p> <p>イ 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者一人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。</p> <p>ロ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者<u>1</u>人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。</p> <p>ハ 消毒方法等についてマニュアルを作</p>
--	---	--

成するなど、当該従業者に周知させること。

(14) 利用者に関する市町村への通知 ☆第三の二の3の(6)

基準条例第二十七条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第二十二条第一項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第六十四条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問入浴介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

(3) 緊急時等の対応

基準条例第五十六条は、訪問入浴介護従業者が現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に

(利用者に関する市町村への通知) ☆基準条例第60条

第二十七条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第五十六条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

<p>(管理者の責務)</p> <p>第五十七条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十八条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第十三条 条例第五十八条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 	<p>留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 <p>(4) 管理者の責務</p> <p><u>基準条例第五十七条</u>は、指定訪問入浴介護事業所の管理者の責務を、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に<u>基準条例</u>の第三章第四節(運営に関する基準)及び<u>基準規則第十一条から第十五条</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>(5) 運営規程(<u>基準条例第五十八条及び基準規則第十三条</u>)</p> <p><u>基準条例第五十八条</u>は、指定訪問入浴介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、<u>基準規則第十三条</u>第一号から第十号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定訪問入浴介護事業所ごとに義務づけたもの</p>
---	--	---

	<p>五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 <u>八 苦情処理に関する事項</u> <u>九 虐待防止に関する事項</u> 十 その他運営に関する重要事項</p>	<p>であるが、<u>基準規則第十三条</u>第六号の「サービスの利用に当たっての留意事項」とは、利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関する事等）を指すものであることに留意するものとする。</p> <p>第三の一の3 (17)より</p> <p>〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 利用料その他の費用の額（<u>基準規則第十三条</u>第四号）</p> <p>「利用料」としては、法定代理受領サービスである<u>指定訪問入浴介護</u>に係る利用料（1割負担又は2割負担）及び法定代理受領サービスでない<u>指定訪問入浴介護</u>の利用料を、「その他の費用の額」としては、<u>基準条例第五十三第三項</u>及び<u>基準規則第十一条</u>により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである</p>
--	---	---

こと〔略〕。

③ 通常の事業の実施地域（基準規則第十三条第五号）

客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔以下略〕。

④ 苦情処理に関する事項（基準規則第十三条第八号）

苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置の内容を指すものであること〔以下略〕。

⑤ 虐待防止に関する事項（基準規則第十三条第九号）

従業者に対する研修、苦情処理の体制整備等、虐待防止のために講ずる措置の内容を指すものであること〔以下略〕。

(19) 勤務体制の確保等 ☆第三の二の3の(6)

基準条例第三十二条は、利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

① 指定訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業

(勤務体制の確保等) ☆基準条例第 60 条
第三十二条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(衛生管理等) ☆ 基準条例第 60 条

第三十三条 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介

者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、〔略〕等を明確にすること。

② 基準条例第三十二条第二項は、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指すものであること。〔以下略〕

③ 基準条例第三十二条第三項は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者たる訪問入浴介護従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

なお、従業者が受講した研修の記録を整備すること。

(20) 衛生管理等 ☆ 第三の二の3の(6)

基準条例第三十三条は、指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他

<p><u>護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等</u>について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆基準条例第 60 条 第三十四条 <u>指定訪問入浴介護事業者は指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</u></p> <p>(秘密保持等) ☆基準条例第 60 条 第三十五条 <u>指定訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>2 <u>指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p>		<p><u>の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</u></p> <p>(21) 秘密保持等 ☆第三の二の3の(6) ① <u>基準条例第三十五条第一項は、指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</u> ② <u>基準条例第三十五条第二項は、指定訪問入浴介護事業者に対して、過去に当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたもので</u></p>
--	--	---

<p>3 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告)☆<u>基準条例第 60 条</u> <u>第三十六条</u> <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、<u>指定訪問入浴介護事業所</u>について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)☆ <u>基準条例第 60 条</u></p>		<p>あり、具体的には、<u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、当該<u>指定訪問入浴介護事業所</u>の<u>訪問入浴介護従業者</u>その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ <u>基準条例第三十五条第三項</u>は、<u>訪問入浴介護従業者</u>がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、<u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆<u>第三の二の3の(6)</u></p>
--	--	--

第三十七条 指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆基準条例第 60 条

第三十八条 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

基準条例第三十七条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

(23) 苦情処理 ☆第三の二の3の(6)

① 基準条例第三十八条第一項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

② 基準条例第三十八条第二項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問入浴介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定訪問入浴介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。

また、指定訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、

サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、基準条例第五十九条第二項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、当該指定訪問入浴介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- ③ 基準条例第三十八条第三項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問入浴介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

- 3 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わ

<p>なければならない。</p> <p>6 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆基準条例第 60 条 第三十九条 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、その事業の運営に当たっては、提供した<u>指定訪問入浴介護</u>に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆基準条例第 60 条 第四十条 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定訪問入浴介護</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定訪問入浴介護</u>の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わな</p>		<p>(24) 地域との連携 ☆第三の二の3の(6) 基準条例第三十九条は、基準条例第四条第二項の趣旨に基づき、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、市町村が、老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業等が含まれるものである。</p> <p>(25) 事故発生時の対応 ☆第三の二の3の(6) 基準条例第四十条は、利用者が安心して<u>指定訪問入浴介護</u>の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。<u>指定訪問入浴介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定訪問入浴介護</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 また、利用者に対する<u>指定訪問入浴介護</u>の提</p>
---	--	--

ればならない。

供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準条例第五十九条第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、当該指定訪問入浴介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問入浴介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定訪問入浴介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

(26) 会計の区分 ☆第三の二の3の(6)

基準条例第四十一条は、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、次の関係通知等によるものと

(会計の区分) ☆基準条例第 60 条

第四十一条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<p>(記録の整備)</p> <p>第五十九条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日(当該指定訪問入浴介護を提供した日をいう。)から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>(整備等を行うべき記録)</p> <p>第十四条 条例第五十九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一 条例第六十条において準用する条例第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 条例第六十条において準用する条例第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 条例第六十条において準用する条例第三</p>	<p>する。</p> <p>① <u>介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成二十四年三月二十九日 老高発〇三二九第一号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)</u></p> <p>② <u>介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成十三年三月二十八日 老振発第十八号 厚生労働省老健局振興課長通知)</u></p> <p>③ <u>指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成十二年三月十日 老計第八号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)</u></p>
---	--	--

<p>(暴力団関係者の排除) ☆基準条例第 60 条 <u>第四十三条 指定訪問入浴介護事業者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三号)第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。)の支配を受けてはならない。</u></p> <p>(準用) 「☆基準第 60 条」と記載した条で読み替え 第六十条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第四十一條まで及び第四十三條の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第三十條」とあるのは「第五十八條」と、第三十三條中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>	<p>十八條第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 條例第六十條において準用する條例第四十條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用) 「☆基準規則第 15 条」と記載した条で読み替え 第十五條 第四條の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同條第一項中「第九條」とあるのは、「第六十條において準用する條例第九條」と読み替えるものとする。</p>	<p>(27) <u>暴力団関係者の排除</u> ☆第三の二の3の(6) <u>基準条例第四十三条は、指定訪問入浴介護事業所を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。</u> <u>なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員等について暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないこととしたものである。(以下略)</u></p> <p>(6) 準用 ☆ <u>基準条例第六十条及び基準規則第十五條の規定により、基準条例第九條から第二十條まで、第二十二條、第二十七條及び第三十二條から第四十一條まで及び第四十三條並びに基準規則第四條の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第三の一〔訪問介護〕の3の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(27)まで((19)の②なお書きを除く。)を参照されたい。この場合において、基準条例第三十三條中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用い</u></p>
--	---	---

<p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第六十一条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める とおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 看護職員 1以上 二 介護職員 2以上 <p>2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス基準条例第六十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p>	<p>第二節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>	<p>る浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えられることに留意するものとする。</p> <p>4 基準該当訪問入浴介護に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数 (<u>基準条例第六十一条</u>)</p> <p>基準該当訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の員数については、最低限必要な数を定めたものであり、訪問入浴介護の提供量に応じて、<u>基準規則第十六条により準用する基準規則第十二条第四号の規定</u>に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。</p> <p>(2) 管理者 (<u>基準条例第六十二条</u>)</p>
---	-----------------------------	---

<p>第六十二条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第六十三条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス基準条例第六十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十四条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第三十七條まで、第三十八條(第</p>	<p>(準用)</p> <p>第十六条 第四条、第十一条から第十四条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中</p>	<p>指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三の二の1の(2)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。</p> <p>(3) 設備及び備品等 (基準条例第六十三条) 指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三の二の2を参照されたい。</p> <p>(4) 運営に関する基準 基準条例第六十四条及び基準規則第十六条の規定により、基準条例第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二</p>
--	--	--

<p>五項及び第六項を除く。)、第三十九条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十九条並びに第四節(第五十三条第一項及び第六十条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第三十条」とあるのは「第五十八条」と、第二十条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十三条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第九条」とあるのは「第六十四条において準用する条例第九条」と、第十一条中「第五十三条第三項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十三条第三項」と、第十二条中「第五十五条」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十五条」と、第十三条中「第五十八条」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十八条」と、第十四条中「第五十九条第二項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十九条第二項」と、同条第一号から第四号までの規定中「第六十条」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>条、第二十七条、第三十二条から第三十七条</u>まで、<u>第三十八条</u>(第五項及び第六項を除く。)、<u>第三十九条</u>から<u>第四十一条</u>まで、<u>第四十三条</u>及び<u>第四十九条</u>並びに第四節(<u>第五十三条</u>第一項及び<u>第六十条</u>を除く。)の規定並びに<u>基準規則第四条及び第十一条から第十四条までの規定</u>は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるものであるため、<u>第三の一〔訪問介護〕の3の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(27)まで((19)の②なお書きを除く。)</u>並びに<u>第三の二〔訪問入浴介護〕の3</u>を参照されたい。この場合において、準用される<u>基準条例第五十三条</u>第二項の規定は、基準該当訪問入浴介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90又は100分の80を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問入浴介護が複数の市町村において基準該当訪問入浴介</p>
---	---	--

【第三の二 訪問入浴介護】

		<p>護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p>
--	--	--